

## 議 事 内 容

- 局長                   もうすぐ定刻となりますので、携帯電話はマナーモードにするか電源をお切りください。  
第106回常設審議委員会の定刻となりました。  
それでは、会長、ご挨拶をお願いします。
- 会長                   皆さん、新年あけましておめでとうございます。  
今年もどうぞよろしく願いいたします。  
昨年は、年明け早々、能登半島で大きな地震があり、家屋の倒壊や土砂崩れ等で甚大な被害が発生しました。復興作業も未だ道半ばという状況で、被災されました皆様には、改めまして、お見舞いを申し上げます。また、昨年、国におきましては、「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、今年はこのを具現化する新たな食料・農業・農村基本計画の策定や農地制度のも直しなどが予定されております。どのような方策となるか注視する必要があります。  
また、農業委員会では現在、本年3月末を期限とする「地域計画」の策定に向けて、目標地図素案の取りまとめや、地域の話し合い活動が大詰めを迎えておられることと存じます。農業委員会関係者のさらなる活動とご奮闘を期待申し上げる次第であります。  
なお、県内を見ますと、今年4月に鹿島市、神崎市、吉野ヶ里町が改選となります。委員の皆様には残りの任期をしっかりと務めあげていただければと思っております。  
農業・農村の振興と発展には多くの課題が待ち受けておりますが、今後とも皆様と共に努力してまいりたいと思います。  
本年が皆様にとりまして実りの多い年になりますことを心からお祈り申し上げます、新年のご挨拶といたします。  
それでは、ただいまから第106回常設審議委員会を開催いたします。  
まず、本日の出席状況を報告してください。
- 局長                   本日は、審議委員の総数19名に対し15名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 会長                   次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局       (前回の審議案件について、資料1により報告)

会長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条1件、農地法第5条3件、佐賀県からの意見聴取が農地法第41条2件を議題とします。  
どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

会長 また、常設審議委員会運営規程第17条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。

会長 それでは、ただ今から議事に入ります。  
議事録署名者として、〇〇市・〇〇委員と〇〇町・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

会長 まず、審議に入ります前に、先月〇〇市から提案がありました 〇〇〇〇 認定こども園の敷地拡張の件につきまして 委員の皆様からいろいろなご意見がありましたので 〇〇市から再度内容説明の要請がありましたので、ここで補足説明を行いますのでよろしく申し上げます。参考資料2をご覧ください。  
それでは、〇〇農業委員会よろしく申し上げます。

〇〇農業委員会 配布資料(参考資料2)に添って補足説明。

会長 委員の皆様からご質問等はございますか。

委員一同 特段にはなし。

会長 ご質問等もないようでございますので、次に進みます。

会長 はじめに、農地法第4条及び農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。  
一括上程しますので、内容について、各農業委員会事務局から説明をお願いします。

会長 はじめに、〇〇農業委員会から説明をお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号4-1について、資料に沿って説明)

会長 次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-1について、資料に沿って説明)

会長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-2について、資料に沿って説明)
会長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-3について、資料に沿って説明)
会長	ただいま、農地法第4条関係1件及び農地法第5条関係3件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
会長	はじめに、農地法第4条関係1、〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請の 植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	国は森林の有する公益的機能の役割に鑑み、森林環境税を徴収していますが、植栽に対する補助金とかはないのですか。またこの制度は、人口の多い東京都は配分が多くいくという可能性もあり、制度そのものに対して疑問がありますが。
局長	森林環境税は令和6年度から国税として一人年間1,000円を市町村が賦課徴収しております。また、市町村による森林整備の財源として、市町村と都道府県に対して、私有林人口林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されています。また市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。また都道府県においては、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。 事業の内容の詳細についてはこの場での説明は難しく、県庁等に内容を確認してから、次回の常設委員会の中で時間が取れば、説明したいと思います。
会長	他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)

会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係1、〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇 申請の 建売分譲住宅用地 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	〇〇市の調書を見ると、許可基準として許可し得ると記載されていますが、なるほど農地区分は第3種農地であり許可は間違いないとしても標記の方法として他の記載の方法はないのでしょうか。
〇〇農業委員会	許可の基準として第3種農地はこのような標記になります。
農業会議事務局	委員ご指摘のとおり標記の方法としてはもっとわかり易い標記の仕方はないのかといった意見があるのは十分にご理解できますが、農地関係事務処理基準には第3種農地は許可し得るといった標記が示してあり、県との協議でもこの標記で行っておりますので、ご理解をお願いします。
会長	他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係2、〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請の 特定建築条件付売買予定地 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	申請地の航空写真を見れば不耕作農地のように見えますが、耕作はされてなかったのですか。
〇〇農業委員会	この申請地については、以前から再三に渡って転用に関しての売買の話があっていたとのことで、耕作をされていない農地となっていました。

会長	他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係3、〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請の 作業場及び事務所 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	〇〇市の調書の許可基準に関する箇所に、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとありますが、どのような業種の会社ですか。
〇〇農業委員会	建設関係の資材を製造する会社で、主に鉄骨を生産しています。
会長	他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会長	以上、本日意見を求められた 農地法第4条関係1件、農地法第5条関係3件につきましては、各市農業委員会会長に、「異議なし」として回答します。
会長	次に、農地法第41条関係2件に基づく意見聴取に入ります。佐賀県農業経営課より説明をお願いします。
佐賀県	(整理番号41-1、41-2について、資料に沿って説明)

農業経営課

会長

ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

地方法務局に供託する金額は、賃料に相当する補償金の額と考えてよろしいですか。

佐賀県  
農業経営課

そのように理解されて結構です。  
なお、賃料につきましては地元農業委員会に確認はとっております。  
また、存続期間につきましては、耕作者の借り受け希望期間を標記しております。

〇〇委員

このような農地は所有者は不明なのでしょうか。

佐賀県  
農業経営課

いろいろな事情はございますが、相続人が不明、もしくは本人死亡の後相続未登記の状態の農地となります。  
法的には中間管理機構から借り受ける形となります。

会長

他にご意見、ご質問等はありませんか。

委員一同

(意見・質問等なし)

会長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

会長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として佐賀県知事に回答いたします。

会長

続きまして、資料3について、農業会議事務局から説明をお願いします。

農業会議事務局

(資料3)の詳細にわたって、内容説明。

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様方から意見等があればお願いします。

委員一同

(意見・質問等なし)

会長	他に、意見等もないようでございますので、 続きまして、「令和7年度常設審議委員会開催日程について」 (資料4)について、農業会議事務局から説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料4)の詳細にわたって、内容説明。
会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様方から意見等があればお願いします。
委員一同	(意見・質問等なし)
会長	事務局、他に何かございますか。
農業会議事務局	特にはございません。
会長	以上をもちまして、第106回常設審議委員会を終了いたします。 皆さま、お疲れさまでした。
事務局	次回は2月17日(月)、佐賀総合庁舎にて、開催となりますので、ご 予定をお願いします。

14時18分